

新旧対照表

改正案	現 行
<u>解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備</u>整備事業実施要綱 <u>医政発 0331 第 17 号</u> (追加) <u>平成 22 年 3 月 31 日</u> <u>最終改正 医政発 0401 第 9 号</u> <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> 1. 目的 都道府県知事が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、死因究明のための死体解剖<u>や死亡時画像診断、薬毒物検査</u>の実施に必要な<u>施設や</u>設備及びを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ることを目的とする。 2 (略) 3. 事業内容 死因究明のための解剖<u>や死亡時画像診断、薬毒物検査</u>の実施に必要な<u>施設や</u>設備の整備 4. 設置基準 (1) ～ (2) (略) (3) 死亡時画像診断<u>装置</u>を整備する場合は、死亡時画像診断にかかる画像の撮影、診断、管理及び教育研修の体制整備が計画されていること。	死亡時画像診断<u>システム等</u>整備事業実施要綱 1. 目的 都道府県知事が必要であると認めているものの、解剖体制が整っていないことにより解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、死因究明のための死体解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備<u>及び死亡時画像診断システム</u>を導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ることを目的とする。 2 (略) 3. 事業内容 死因究明のための解剖の実施に必要な設備<u>及び死亡時画像診断システム</u>の整備 4. 設置基準 (1) ～ (2) (略) (3) 死亡時画像診断<u>システム</u>を整備する場合は、死亡時画像診断にかかる画像の撮影、診断、管理及び教育研修の体制整備が計画されていること。

5. 対象経費 (1) 施設整備 死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、C T室、MR I室） (2) 設備整備 死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備又は医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、C T、MR I等） 6. 稼働実績の報告 本事業により整備を行った死亡時画像診断装置の稼働実績について、別に定めるところにより、関係書類を添えて厚生労働大臣に提出するものとする。	5. 対象経費 (1) 施設整備 死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、C T室、MR I室） (2) 設備整備 死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、C T、MR I等） 6. 稼働実績の報告 本事業により整備を行った死亡時画像診断システムの稼働実績について、別に定めるところにより、関係書類を添えて厚生労働大臣に提出するものとする。
--	--